

草津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「政令」という。）および都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）ならびに建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令および告示ならびに草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)において使用する用語の例による。

(申請書に添付する図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 登録機関等（評価書面を作成した者をいう。以下同じ。）が行う技術的審査を受けた場合 当該登録機関等が、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合するとした評価書面の写し
- (2) 告示第2第1項第1号1-2(1)に規定する特別な調査または研究の結果に基づき確認ができた場合 その結果について公的機関等が証する書面の写し
- (3) 告示第2第1項第1号1-2(2)に規定する規格化された型式の住宅で国土交通大臣が認めたものである場合 国土交通大臣が認めたことを証する書面の写し
- (4) 共同住宅等または複合建築物である場合 住宅の規模を示す建築物別概要書（別記様式第1号）
- (5) その他市長が特に必要と認める図書を指定した場合 当該図書

2 省令第41条第1項および省令第45条第1項の申請書の提出部数は、正本および副本それぞれ1部とする。

(法第54条第3項の通知)

第4条 法第54条第3項の規定による通知は、低炭素建築物新築等計画通知書（別記様式第2号）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請書を添えて行うものとする。

（認定の申請の取下げ）

第5条 当該認定の申請をした者は、認定を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、申請取下げ届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、法第54条第1項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（別記様式第4号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

（報告）

第7条 法第56条の規定による認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況についての報告は、状況に関する報告書（別記様式第5号）によるものとする。

（改善命令）

第8条 法第57条の規定による認定建築主に対する改善命令は、改善命令書（別記様式第6号）によるものとする。

（認定の取消し）

第9条 法第58条の規定により認定を取消したときは、認定取消通知書（別記様式第7号）により通知を行うものとする。

（工事の完了の報告）

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等に係る工事が完了したときは、速やかに、建築物の工事が完了した旨の報告書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第11条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事を取りやめたいときは、取りやめる旨の申出書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書の提出があった場合は、第9条の規定により通知を行うものとする。

（認定建築主の変更）

第12条 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等について、そ

の工事完了前に認定建築主の変更があったときは、建築主は、名義変更届（別記様式第10号）に当該認定書を添えて、市長に届け出なければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。